

宇都宮市原油価格・物価高騰対策支援金 Q & A

Q1：R5 上半期に実施した同支援金と違いはあるか。

主な違いは次の通りです。

- ・ 光熱費のほか、対象経費に県と同様、車両燃料費と食材料費を追加

Q2：同一法人で、医療機関や介護施設、障がい福祉施設等を運営しているが、申請書はまとめて1部で良いか。

下記の種別ごとにまとめ、各1部提出ください。

- ・ 医療機関等
- ・ 介護施設等
- ・ 一般公衆浴場
- ・ 障がい福祉施設等については、以下の①～③で1部、④で1部提出ください。

法体系等	サービス種別	担当課
①障害者総合支援法による「障がい福祉サービス」	②～④以外	障がい福祉課
②地域生活支援事業	移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業、重症障がい児者医療的ケア支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム	
③市単独事業	在宅重度心身障がい者デイケア事業	
④児童福祉法による障がい児支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援	子ども発達センター

※法定サービスである①・④は県支援金も対象、②・③は市支援金のみ対象

Q3：同一法人、同一建物で、複数の事業（サービス）を運営している場合、事業ごとに申請できるか？

基本的には栃木県が行う物価高騰対策支援金の上乗せですので、県と同様の考え方で事業ごとに申請可能です。事業別の考え方については、下記を参照ください。

【医療機関等】

- ・ 同一施設内で施術所（柔道整復師）と施術所（あん摩・マッサージ師、はり師、きゅう師）を兼ねている場合、一つの施術所とみなします。

【介護施設等】

- ・事業ごとに申請可能です。ただし、介護サービスと一体的に介護予防サービス又は総合事業を実施している場合は、1事業としての申請となります。
- ・特定福祉用具販売は対象外です。
- ・介護保険の訪問介護事業所が、障がい福祉サービスを一体的に実施している場合は、いずれか一方の申請としてください。
- ・県支援金の対象とならない、介護予防支援事業（地域包括支援センター）も市支援金の対象となります。
- ・県支援金の対象とならない、第1号訪問事業（訪問型サービスA）及び第1号通所事業（通所型サービスA）も市支援金の対象となります。

【障がい福祉施設等】

- ・居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護を同一建物で行っている場合は，一体的に運営されていると考えられ，1事業としての申請となります。
- ・複数の住居を有する共同生活援助（グループホーム）であっても，指定を受けた事業所単位で1事業としての申請となります。
- ・共同生活援助（グループホーム）の空き部屋を使って短期入所（ショートステイ）を実施している場合は，当該短期入所の電気代等は，共同生活援助の電気代等に包含されていると考えられ，共同生活援助分のみの申請となります。
- ・一般相談支援，特定相談支援，障がい児相談支援を同一建物で行っている場合は，一体的に運営されていると考えられ，1事業としての申請となります。
- ・県支援金の対象とならない，地域生活支援事業（移動支援事業，訪問入浴サービス，日中一時支援事業，重症障がい児者医療的ケア支援事業，地域活動支援センター，福祉ホーム）や，市単独事業（在宅重度心身障がい者デイケア事業）についても，市支援金の対象となります。ただし，これらと同一建物で県支援金の対象事業（法定サービス）と一体的に経費負担している場合を除きます。

【一般公衆浴場】

- ・物価統制令（昭和21年勅令第118号）により統制された入浴料金で営業している施設が申請対象となります。

Q4：県の支援金を受けていないが，市の支援金を申請することはできるか？

県の支援金を受けていることを前提に市で上乗せを行うものですが，Q3に「県支援金の対象とならない～」とある事業については，市の支援金のみの申請ができます（当該事業のみの申請の場合は，宣誓事項の2番目はチェック不要）。

その他，県の支援金を受けていない事情等がありましたらご相談下さい。

Q5：法人本部は宇都宮市内にあるが、市外にある施設も補助対象となるか？

対象となるのは下記をすべて満たす施設であり、市外にある施設は対象外です。
その所在する市町で類似の支援金があるか確認ください。

- ・令和5年10月1日時点で宇都宮市に所在する
- ・今後も事業を継続する見込みである（交付決定までに廃止予定がない）
- ・実際に運営実績がある

Q6：振込先は、代表者個人の口座等、法人以外の口座でもよいか？

円滑な交付のため、できる限り法人の口座を記入してください。（債権譲渡の手続きが必要になる場合があります。）

Q7：市町が直接運営する施設も補助対象となるか？

また、指定管理者として運営している場合は補助対象となるか？

県支援金と同様、県内の市町が運営する施設は対象となりません。

また、市町から委託を受け、指定管理者として施設を運営している場合も対象となりません。

Q8：テナントとしてビルの一室で事業を運営しているが、光熱費が家賃に含まれており、直接負担していない場合は補助対象となるか？

事業者は家賃という形で間接的に光熱費を負担していますが、光熱費高騰分の上乗せとして家賃改定が行われないう限り、高騰分は事業者が負担していない（大家が負担）ので、補助対象となりません。

Q9：対象経費の範囲は？

対象となる「光熱費」は、令和5年10月から令和6年3月までの電気料金及びガス料金、「車両燃料費」は同期間中の自動車のガソリン代等、「食材料費」は同期間中の患者や施設利用者等に提供する食事の材料費、一般公衆浴場の「燃料費」は公衆浴場の維持管理に直接要する重油、廃油、灯油及びガスの費用であり、「高騰分」とは料金改定等に伴い令和3年の同月と比較して上昇した分を指します。

これらの経費が、県支援金と市支援金の合計額以上となる場合に申請可能です。
（市支援金のみ対象となる事業については、市支援金の額以上となる場合。）

Q10：令和4年に新設した施設は、令和3年10月から令和4年3月と比較した高騰分が示せないの、申請できないのか？

令和3年にも、今年と同量程度の使用があったと仮定し、月毎に
 $(R3.10月の経費) = (R5.10月の使用量) \times (R3.10月の料金単価)$
のように試算することにより、高騰による経費上昇相当額が県・市支援金の合計額以上となれば申請可能です。(領収書等の証拠書類と合わせ、試算内容が確認できる資料も5年間保管しておいてください。)

Q11：2月・3月分を含めないと、高騰分が要件の金額以上とならない場合、その実績を確認してからでないと申請できないのか？

3月まで含めた高騰分が、県支援金と市支援金の合計額以上となる見込みであれば申請可能です。ただし、結果的に要件を下回ったときなど、市支援金を返還していただく場合があります。

例えばR6.3月分の見込み額は、
 $(R5.3月の使用量) \times (各月使用量の前年同月比の平均) \times (現在の料金単価)$
といった推計方法が考えられますので、参考としてください。

Q12：領収書等の証拠書類はいつ提出するのか？

円滑な支援のため、今回の申請において証拠書類の提出は不要ですが、事後的に市の求めに応じて提示できるよう整理し、5年間保管しておいてください。

Q13：支援金の振込予定日を教えてもらえるか？

申請状況を見ながら一定期間ごとの申請分をまとめて処理するため、締め日までの日数を除き、概ね1か月以内を想定していますので、申請書に記載いただいた口座の入金記録で御確認ください。

なお、市の各所管課において振込処理を行います。膨大な数の申請が想定されますので、処理状況に係る市へのお問合せは御遠慮くださいますようお願いいたします。

Q14：様式第1－2号「申請施設等一覧表」の「補助単価」と「申請額」とは？

「補助単価」は、本市が施設等の種類別に規定する交付金額（以下の区分で規定）を記載してください。

対象経費	対象施設	補助単価の区分
光熱費	【医療】病院，有床診療所	1床当たりの額
	【介護】施設系 【障がい】施設・居住系	定員1名当たりの額
	その他	1施設当たりの額
食材料費	【医療】病院，有床診療所	1床当たりの額
	【介護】短期系，通所系，施設系 【障がい】通所系，施設・居住系	定員1名当たりの額
車両燃料費	【医療】病院，有床診療所，無床診療所，歯科診療所，保険薬局，訪問看護ステーション 【介護】訪問系，短期系，通所系，施設系 【障がい】訪問系，通所系，施設・居住系	車両1台当たりの額

「申請額」は、補助単価を1施設当たりで規定するものについては「補助単価」と同額を、それ以外については「補助単価」に床数や定員数，車両台数を掛けた額を記載ください。

なお，ホームページ掲載のエクセルデータをご利用の場合は，施設等の種類をプルダウンで選択していただくと金額が自動で入力されます。